

車両搭載型情報板に於ける走行中の点灯表示について

概要

弊社の起立展開型、及びブラインド型車両搭載情報板を走行中に点灯表示させる場合の取付け方法、及び法的な対応について説明します。

取付け時の対応

弊社の車両搭載型情報板は一般の工事用車両等への搭載も考慮して、停車時のみ点灯させる機能を持っています。

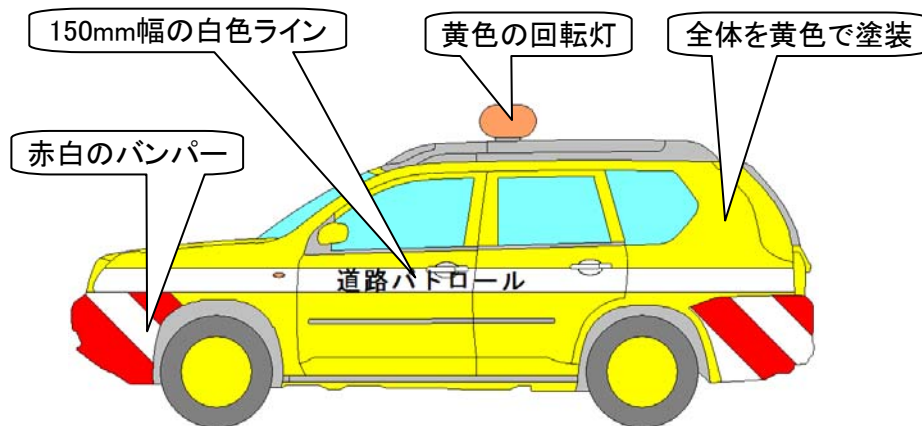
これはコントローラーより電源ケーブルと一緒に出ているPB信号線(白い線)を通常はパーキングブレーキのスイッチに接続して、パーキングブレーキが動作している時が停車中と判断して表示器を点灯させるようになっています。

このPB信号線を取付け時に車両のアースに接続することで、エンジンが掛かっている状態であれば停車中、走行中のどちらでも常時点灯表示させることができます。

法的な対応

走行中に表示器を点灯させる場合は表示器を取付ける車両が『[道路維持作業用自動車](#)』の指定許可を取得している必要があります。

外観上の判断としては取付ける車両が下図のようなものであれば指定許可を取得しているものと思われませんが、確実には当該車両の車検証を確認し備考欄に『[道路維持作業用自動車](#)』と記述されていなければ間違いありません。



維持指定の取得について

『[道路維持作業用自動車](#)』としての指定許可を得るには当該地区の公安委員会に届け出が必要で、付属の資料『[道路維持作業用自動車手続きの流れ\(指定申請\)](#)』を参考にしてください。

指定許可の取得に関してご不明な点は弊社営業までお問い合わせください。

株式会社 アイテックス

道路維持作業用自動車手続きの流れ(指定申請)

① 警察署で要件の審査

必要書類

- 指定申請書 1通(余白に「審査で済み」記載入り)
- 申請する自動車の前後左右の写真 1部(車体の両側面と後面が幅150mmの白色帯状でその他の部分が黄色、かつ黄色の灯火が備え付けられたもの)

- ・ 「審査済み証明書」を受け取り、関係書類とともに陸運支局へ

② 陸運支局での手続き

- 自動車検査登録・構造変更検査登録・記載事項変更登録
(車検証に道路維持作業用自動車である旨記載されます。)

③ 公安委員会(窓口は警察署)への指定申請

必要書類

- 指定申請書 2通(余白記載なし 2通)
- 記載事項変更後の車検証(写) 3通
- ナンバーの入った自動車前後の写真 2部
- 使用者が道路管理者以外の場合は、委託契約書等の写し 2部

④ 警察署で指定証を受理(申請手続き完了)

- ・ ①で受けた審査済み証明書と指定証を引き替え。
- ・ 受け取った指定証は申請車両に備え付けてください。

※道路維持作業用自動車として使用しないこととなったときは、指定証を速やかに申請した警察署に返納してください。